

## 暴対法施行30周年に寄せて

これは、(公財)全国防犯協会連合会 全国暴力追放運動推進センター発行「全国センターだより」vol.103 2022年 SUMMER 号に掲載された記事の概要を紹介するものである。筆者は全国暴力追放運動推進センター 事務局長兼暴排部長 中崎 和博(なかざき・かずひろ)氏である。

### 1 はじめに

本年3月、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(以下「暴対法」という)が施行されて30年が過ぎた。暴対法施行当時90,500人を数えた暴力団構成員及び準構成員(以下「構成員等」という)の総数は、令和3年末には24,100人まで減少するなど暴力団情勢は大きく変容した。この機会に、その変遷と暴排運動の高揚経緯、今後の課題について考えてみたい。

### 2 暴対法施行前の暴力団情勢

#### (1) 暴力団の動向

江戸時代の博徒、的屋(てきや)に起源を有するとされるいわゆるヤクザは、明治・大正時代には港湾荷役や炭鉱労働等で存在感を増していた。また、戦後の混乱期には不良集団が登場し、朝鮮戦争特需による経済復興から高度成長期に入ると、盛り場を中心に愚連隊が生れ、風俗営業、ヒロポン等の新たな利権をめぐる新旧勢力が対立しながら抗争を繰り返し、各地域に暴力団が形成された。警察は昭和30年代末から40年代前半にかけて数次にわたる頂上作戦を展開し取締りを強化したが、40年代後半から組織の復活・再編がみられ、大規模広域暴力団による寡占化が進んでくる。その後、各組織が世代交代する中、バブルに絡む利権等をめぐり民事介入事件や住民が犠牲となる事件が頻発した。

#### (2) 暴対法制定に至る背景

平成2年末の構成員等の総数は約88,600人で、そのうち山口組、稲川会、住吉会の構成員が48.8%を占めた。一方、住民が巻き込まれたり、警察官が射殺されるなどの凶悪事件が多発したことで、警察に対する社会の非難が高まったほか、暴力団の海外進出や人身売買等に絡んで海外からも批判を受けるようになる。こうした中、事務所警戒や訴訟支援などを通じて、警察、弁護士、住民の協力体制が確立され、犯罪発生前に警察が動くことができる新法制定が叫ばれるようになった。

### 3 暴対法の成立

#### (1) 基本的考え方

新法の目的は、暴力団構成員等の活動を規制するとともに、被害者救済のための民間活動を振興し、

国民生活の安全と平穏を図ろうとするものだが、団体・個人の権利義務を規制することから、日弁連を始めいろいろな意見が表明された。警察は法制化を早める観点から、まずは取締りをやり易くするための仕組みを作り、必要が生じたら改正すればいいとの考えのもと、直罰ではなく、違反者に命令をかけ、それに従わなければ罰則をかけるという行政的手法をとった。また、民間との連携が必要との考えから、その橋渡し役としてのセンターを設けることとした。

## (2) 暴対法の意義

暴対法の意義は、暴力団を「**集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体**」と定義づけ、その行為に規制をかける仕組みを作ったことである。恐喝に至らない程度の悪質性の弱い不当要求行為をまず中止命令の対象とし、違反を継続した場合に刑事罰の対象とした。その後、情勢の変化に対応すべく5次にわたる改正を重ねた。

## (3) 改正の概要

- ①平成 5 年 株取引に係る不当要求、不動産の競売妨害の行為類型を追加。
- ②平成 9 年 代表者等への防止命令、準暴力的要求行為の規制、内部抗争時における事務所の使用制限、不当態様による債権取り立て行為の類型を追加。
- ③平成 16 年 対立抗争等による損害賠償に対する代表者への責任を規定(31 条)。
- ④平成 20 年 行政庁等に対する不当要求の追加、損害賠償請求等に対する妨害規制、賞揚・慰労目的の金品供与の規制(30 条の 5)、代表者等の損害賠償責任(31 条の 2)、国・地方の責務規定を整備。
- ⑤平成 24 年 特定抗争指定暴力団(15 条の 2)、特定危険指定暴力団(30 条の 8)、適格都道府県センター(32 条の 4～)の制度化\*、暴力的要求行為の規制強化～本格的な直罰導入。

### \* 適格都道府県センター制度

平成 26 年 7 月までに全都道府県で認定。国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴追センターが指定暴力団等の事務所の付近住民等からの委託を受け、自己の名をもって一切の裁判上又は裁判以外の行為を行うことができる制度で、事務所使用差止請求が可能になった。

## 4 暴排運動の高揚

### (1) 「警察 VS 暴力団」から「社会 VS 暴力団」へ

暴対法制定後、次のような施策が推進されたことで、「**警察 VS 暴力団**」から「**社会 VS 暴力団**」という構図に大変革がなされた。それまでは、いわば必要悪として暴力団を容認する社会意識が存在していたが、これが否定され、警察、暴追センター、民暴弁護士三者の連携が緊密度を深めてくる。

### ア 政府指針(犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ 平成 19 年 6 月 19 日)

#### (ア) 犯罪対策閣僚会議(平成 15 年発足)

平成 14 年、刑法犯認知件数が 280 万超という最悪の治安情勢下、政府一体となった取組が求められた。

#### (イ) 意義

企業の社会的責任、社会防衛の観点及び企業自身や従業員を反社から守る観点から、限定なし、条件なしでの全面的排除を求めた。平成 24 年 9 月までに全省庁で公共事業からの暴力団関係企業排除の枠組みを構築。

## (ウ) 内容

- ① 組織として対応
- ② 外部専門機関との連携
- ③ 取引を含めた一切の関係遮断
- ④ 有事における法的対応
- ⑤ 裏取引、資金提供の禁止

## イ 暴排条項の導入(金融庁 平成 20 年 3 月)

反社勢力関与企業への融資打切りや当座預金の解約。

## ウ 都道府県暴排条例(平成 23 年 10 月までに全都道府県で制定・施行)

自治体・事業者・住民が一体となって暴排を推進。

(ア) 公共事業からの排除、暴力団関連情報の提供、保護措置等の支援、青少年教育の実施。

(イ) 暴力団の活動・運営を助長する利益供与の禁止。

(ウ) 通報報告制度(平成 28 年中に全都道府県で整備)

不当介入を受けた場合に警察への通報、発注者への報告を義務付け。

## (2) 暴排運動を進める要諦

国民一人ひとりが「暴力団の存在を認めない」という強い信念と勇気をもって「三ない運動+1」を実行すること。

暴力団を「利用しない」 暴力団を「恐れない」 暴力団に「金を出さない」 暴力団と「交際しない」  
被害防止の基本原則としては、前記「政府指針」が示す 5 項目が挙げられる。

## 5 近年の暴力団情勢

### (1) 暴力団構成員等の総数及び検挙状況

昭和 38 年に 18 万人超と最大勢力を数えた構成員等の数は、平成 17 年頃から連続して減少し、令和 3 年末には 24,100 人と、統計が残る昭和 33 年以降で最少となった。また、検挙人員も減少傾向にあり、平成 4 年当時 38,500 人を数えたのが、令和 3 年には 11,700 人となった。このうち、覚醒剤取締法違反、恐喝、賭博といった伝統的資金獲得犯罪の割合は 30.6%を占めており、依然として暴力団の有力な資金源となっていることが伺える。

### (2) 対立抗争事件及び暴力団等による銃器発砲事件の発生状況

平成 27 年 8 月末、六代目山口組が分裂して神戸山口組が立ち上げられ、その後、平成 28 年 4 月 30 日には、神戸山口組から任侠団体山口組(現絆會(きずなかい))の結成が表明された。同じ山口組を名乗る三組織が並び立ち、警察が平成 28 年 3 月に六代目・神戸両山口組を対立抗争状態と認定する中、令和 3 年末までに対立抗争に起因するとみられる事件が 86 件発生したが、その数は年々減少傾向にある。

一方、暴力団等による銃器発砲事件は、平成 4 年当時の 174 件から、令和 3 年には 8 件と大きく減少したが、市民の身近な場所で発生していることから、地域社会にとり依然として大きな脅威となっている。

### (3) 暴力団の特徴

#### ア 凶悪化

五代目工藤會に見られるように報復・見せしめ目的の拳銃発砲や放火等の事件を敢行したほか、銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしている。

## イ 不透明化

組事務所から代紋・看板等を撤去し、名簿等への氏名不記載や暴力団を示す名刺を使用しないなど、組織や活動の実態を隠蔽する傾向が強まっている。

## ウ 資金獲得活動の多様化

覚醒剤・賭博等の伝統的な資金獲得活動のほか、民事介入暴力や企業活動に仮装した資金獲得活動を活発化させた。また、公的融資制度等を悪用した詐欺事件や特殊詐欺事件等を敢行している。

## エ 寡占化

六代目山口組、神戸山口組、住吉会、稲川会などによる組織勢力の寡占化が続いており、令和3年年末におけるこれら主要団体等の構成員等は約17,200人で、暴力団全体の71.4%を占めている。

## 6 今後の課題

### (1) 暴力団離脱者の社会復帰対策

#### ア 口座開設支援

先行する県センターの経験を踏まえながら、その方向性を見出していく。

#### イ 就労支援

協賛企業の確保に向け、事業所側の不安軽減のための方策を検討していく。

### (2) 適格センター制度に基づく事務所使用差止・撤去訴訟の推進

全国暴追センターは、訴訟支援助成金の交付を積極的に進めていく。

### (3) 半グレ(準暴力団)対策

警察の取締まり状況や社会的要請を踏まえながら、新たな視点で検討を進める。

### (4) 暴追センターの体制確立

人的体制と財政基盤の確立に向け、警察からの人材派遣や賛助会員の増加策などを検討する。

## 7 おわりに

先人たちが知恵を出して暴対法を制定し、見直しを重ねながら暴排を進めた結果、歓楽街を闊歩したり事務所前で市民を威嚇する組員の姿は見られなくなった。これだけでも、市民の安全・安心感は増したのではないだろうか。この30年、暴力団が勢力を減少させ、シノギも困難化してきたことは間違いないだろうが、彼らは彼らなりの論理で、組織維持のための潜在化・不透明化を強め、資金獲得活動を巧妙化・多様化させてきた。また、新たな課題も見えてきており、暴力団壊滅のためには、警察、暴追センター、民暴弁護士、地域住民等が、連携をより強めていくことが求められる。

暴追センターは、これからも皆さんとの協力の輪をさらに発展させ、暴排運動を推進していくので、今後ともより一層の御支援と御協力をお願いしたい。

以上